県・市懇談会

日　時　　平成２６年１１月１７日（月）
　　午後１時３０分～
会　場　　アイリス愛知　２階コスモス

１　開　　会

２　会長あいさつ

３　知事あいさつ

４　懇　　談

５　閉　　会

県・市懇談会テーマ一覧表

	部会	テーマ	提出市
1	行政部会関係	社会保障・税番号制度導入に伴うシステム整備費補助金について	岩倉市
2		「南海トラフ巨大地震等対策事業費補助金」の拡充について	豊橋市、田原市
3		消防団協力事業所表示制度に係る特例措置について	稲沢市
4	社会文教部会関係	地域包括ケアシステムの構築における在宅医療・介護連携の推進について	犬山市
5		風しん抗体検査事業及びワクチン接種事業の対象者について	西三河ブロック
6		「愛知県地域保健医療計画」に定める基準病床数の堅持について	岡崎市
7		文化財保存事業に係る県補助金について	稲沢市
8		支援の必要な児童生徒の増加に伴う教員の配置について	岩倉市
9		いじめ・不登校対策（生徒指導）への財政的支援について	半田市
10	経済部会関係	県発注工事における溶融スラグの利用促進について	豊橋市
11		県営住宅におけるシルバーハウジングの整備について	小牧市
12	交通安全対策について		下記３１市

【テーマ１２　提出市一覧】

豊橋市、 岡崎市、 一宮市、 瀬戸市、 半田市、 春日井市、 豊川市、
碧南市、 刈谷市、 豊田市、 西尾市、 犬山市、 常滑市、 小牧市、
稲沢市、 大府市、 知多市、 知立市、 尾張旭市、 高浜市、 岩倉市、
豊明市、 日進市、 田原市、 愛西市、 清須市、 北名古屋市、 弥富市、
みよし市、 あま市、 長久手市

行政部会関係

1　社会保障・税番号制度導入に伴うシステム整備費補助金について

〔岩倉市提出〕

社会保障・税番号制度導入に伴う各関係情報システムの整備に必要な経費について、総務省及び厚生労働省からそれぞれシステム整備に対する補助率（10/10 及び 2/3）で補助金が交付される制度となっておりますが、地方公共団体の人口規模及びシステム類型別に積算した所要事業費を超える補助金の交付はしないこととしています。

しかしながら、実際にシステムベンダーから提出される見積りは、国から示された所要事業費を上回っており、全額国庫補助（補助率 10/10）の対象とされていたシステムについても地方負担が発生し、システム整備費全体では、多額の地方負担が発生することが予想されます。

社会保障・税番号制度は、全国で統一的に導入されるものであり、一定の基準のもとで補助金を交付することは理解できますが、人口規模及びシステム類型別に積算した所要事業費の積算方法や妥当性については、疑問があります。

ついては、**全国市長会を通じて要望しておりますが、県におかれても、それぞれの市町村の実情（実績額）に応じた補助金の交付や国が示した人口による団体規模及びシステム類型別に積算した所要事業費の見直し（増額）について、国に積極的な働きかけを要望します。**

２　「南海トラフ巨大地震等対策事業費補助金」の拡充について

〔豊橋市、田原市提出〕

南海トラフ等巨大地震については、平成２６年５月３０日に県の被害予測調査結果が公表され、県内市町村は、調査結果を踏まえた防災・減災対策の見直しを進めています。

県は、市町村の実施する地震・津波対策事業への財政支援として、従来の「緊急市町村地震防災対策事業費補助金」を見直し、今年度、「南海トラフ巨大地震等対策事業費補助金」を制度化しました。

しかしながら、この見直しにより、従来の「愛知県消防施設整備費補助金」のメニューが本補助金に統合され、市町村が活用できる補助金の予算が、統合前の「緊急市町村地震防災対策事業費補助金」と同額（２億円）にとどまっていることから、実質的には減額となっています。

ついては、**県におかれては、新たに救護所資機材整備、避難者用備蓄食料整備、常備消防における防災資機材整備など、市町村が実施する防災・減災対策事業を着実に推進できるよう、補助基準額の増額、補助率の引上げ、補助内容の拡大と柔軟性を持った制度への拡充を要望します。**

3　消防団協力事業所表示制度に係る特例措置について

〔稲沢市提出〕

現在、国は、消防団活動に対する事業所の一層の理解と協力を得るため「消防団協力事業所表示制度」の導入を推進しています。

しかしながら、この制度は、事業所の従業員を消防団員として入団させた場合において、消防団協力事業所表示証の交付、広報誌等による公表などが主な事業内容となっており、都市自治体においても制度の普及に努めておりますが、事業所側のメリットが少ないものと考えております。

そのような中で、県内市町村の消防団協力事業所表示制度導入率が１００％である長野県及び静岡県においては、法人事業税や個人事業税の減税支援策の導入により事業所への配慮がなされており、一定の成果が見受けられます。

ついては、**県におかれては、消防団協力事業所に対する税の特例措置を講じるなど事業者側にも具体的なメリットが生ずるような措置を取り入れて、消防団協力事業所表示制度導入を進められるよう要望します。**

社会文教部会関係

4　地域包括ケアシステムの構築における在宅医療・介護連携の推進について

〔犬山市提出〕

国は、団塊の世代が７５歳以上になる２０２５年を目途に、地域包括ケアシステムの構築を推進しており、その取り組みの一つに在宅医療・介護連携の推進を掲げております。多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を市町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、構築を図ることとされています。

しかしながら、こうした連携体制を構築するためには、全ての医療情報・検診データ等の公開や共有が必要となってまいりますが、個々の医療機関によりデータを開示することについて考え方に隔たりがあることや、データの開示は本人の同意が必要になることなどから、現行の個人情報に係る法制度のもとではその達成は極めて困難であります。

ついては、**県におかれては、医療圏域単位など広域的な取り組みができるよう、医師会等との連携や体制構築を主体的に進めるとともに、医療情報・検診データ等の公開や共有にかかる法整備について、国へ積極的な働きかけを要望します。**

5　風しん抗体検査事業及びワクチン接種事業の対象者について

〔西三河ブロック提出〕

妊婦が風しんに感染して、胎児に障害が現れる先天性風しん症候群の発生を防止することを目的に実施している国の「風しん抗体検査事業」について、県の「風しん抗体検査事業委託実施要領」では、岡崎市、豊田市等を除く市においては、その対象者に妊娠を希望する女性の配偶者や同居人が含まれておらず、市によりその対象者に相違があります。

また、市が実施する「ワクチン接種事業」に対する県の補助について、昨年度の「風しんワクチン接種緊急促進事業」は、妊娠を予定又は希望している女性は既婚、未婚に限らず、また妊娠を予定又は希望している女性の夫も対象としていました。しかしながら、今年度においては風しん抗体検査を受け、風しんに対する免疫が不十分と判断された妊娠を予定又は希望している女性のみを対象としています。

ついては、**県におかれては、厚生労働省通知の運用に基づき、「風しん抗体検査事業」の対象者に妊娠を希望する女性の配偶者や同居人等を含めていただくよう要望します。**

また、抗体を持たない又は低い抗体価の妊娠中の女性が風しんにかかることを防止し胎児を守るため、市が実施する「ワクチン接種事業」の対象者すべてを県の補助の対象とするよう要望します。

6　「愛知県地域保健医療計画」に定める基準病床数の堅持について

〔岡崎市提出〕

岡崎市では、本年５月に学校法人藤田学園との間で、ＪＲ岡崎駅近くに大学病院を誘致することで合意しました。病院のオープンは平成３２年を予定しており、今後、建設工事に向けて、病床承認を始め、都市計画や道路整備など、県と調整する案件が数多くあります。

新病院は岡崎市のみならず、西三河全域の医療体制充実に大きく貢献できる病院であることから、病院建設がスムーズに進むよう、様々な局面において県の支援・指導が必要となります。

中でも、県知事が行う病床承認は、医療圏ごとに県が定めた基準病床数の範囲内で行われておりますが、平成２７年度は県が５年振りに基準病床数の見直し作業を行うと聞いています。将来に必要な医療を推計し、無秩序な国民医療費の高騰を抑えるため、県が基準病床数を定めることは理解するところですが、病床数や救急医療体制に課題を抱える自治体は少なくありません。岡崎市が進める病院誘致はこうした地域の課題解決に向けた切り札であり、課題解決のための施策を実現させるためには、新病院に必要な病床がしっかりと確保されることが大前提となります。

ついては、**県におかれては、平成２７年度の見直し作業に際して、地域の実情を踏まえ、医療資源が不足する医療圏の基準病床数について、現状維持を堅持されることを強く要望します。**

7　文化財保存事業に係る県補助金について

〔稲沢市提出〕

本来、国指定文化財保存修理事業や国採択埋蔵文化財発掘調査事業には県補助金（補助率１／１０以内）が交付される規定となっていますが、現在、市町村事業については交付が見合わされており、事業者が宗教法人の場合は補助率に０．７、個人・保存会の場合は０．９の交付率を乗じた補助金の交付が続いています。

また、県指定文化財保存修理事業も補助率２／３以内の補助金が交付される規定ですが、同様の交付率を乗じた補助金の交付が続いています。このため、事業者である市町村や宗教法人等の負担が増え、事業の推進に足かせとなっています。

ついては、**県におかれては、国・県指定の文化財や遺跡の保存修理、発掘調査事業について、補助率の上限での補助を要望します。**

8　支援の必要な児童生徒の増加に伴う教員の配置について

〔岩倉市提出〕

学校現場では、特別支援学級以外にも、通常学級に在籍しながら発達障害などによって特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、支援の必要な児童生徒への個別の対応に迫られ、他の児童生徒への対応に支障をきたす場面が増えています。

都市自治体においては、独自に特別支援教育支援員を配置するなど、児童生徒の状況に応じた柔軟な体制づくりに努めているところですが、更なる整備が急務であります。

ついては、**県におかれては、通常学級に在籍する要支援児童生徒に対する個別の対応を充実し、学級運営が円滑に行えるよう県独自の教職員の人員配置を要望します。**

9　いじめ・不登校対策（生徒指導）への財政的支援について

〔半田市提出〕

いじめ防止対策推進法が整備され、いじめ防止については最重点課題のひとつであり、今後更に力を入れていかなければなりません。

半田市では、平成２５年度に県の「いじめ対策等生徒指導推進事業」を活用し、いじめ対策についての新たな試みや従来の事業を拡張するなど、充実を図ることができましたが、既存のいじめ対策事業の採択件数には限りがあり、都市自治体において増大する同事業の必要性に対して十分であるとは言えません。

ついては、**県におかれては、既存のいじめ対策事業の採択件数拡大や、公募型の新事業の創設など、いじめ・不登校対策に関する事業についての財政的支援を要望します。**

経済部会関係

１０　県発注工事における溶融スラグの利用促進について

〔豊橋市提出〕

豊橋市では、焼却処理施設で製造した溶融スラグを公共工事のアスファルト舗装やコンクリート２次製品などの土木資材として有効利用していますが、全量が有効利用されるまでには至っておりません。

そのため、埋め戻し材などへの新たな利用拡大を図っていますが、近年の社会経済状況のもとでは豊橋をはじめとする都市自治体発注の公共工事だけではこれ以上の溶融スラグの利用拡大は大変厳しい状況となっております。

現在、リサイクルできない溶融スラグは埋立処理していますが、これを他工事に使用することができれば、用地確保が困難な埋立処分場の延命化につながるとともに、埋立処理経費節減など、経済的にも大きな効果が得られると考えます。

溶融スラグの有効利用は国の施策に沿って推進されており、本県でもあいくる材の認定制度の創設によって、溶融スラグの有効利用量は全国で最も多い状況となっており、リサイクルの推進が図られています。しかしながら、現状では供給が上回る状況にあり、国・県が発注する公共工事でのさらなる活用が望まれます。

ついては、**県が発注する公共工事の仕様書にアスファルト舗装やコンクリート２次製品などへの溶融スラグの使用を明記するなど、有効利用の拡大を強く要望します。**

併せて、国及び県、そして市が一体となって積極的に溶融スラグを利用するため、国が発注する公共工事利用にも積極的に働きかけて頂けるよう要望します。

１１　県営住宅におけるシルバーハウジングの整備について

〔小牧市提出〕

本格的な高齢社会を迎え、単身高齢世帯あるいは高齢者のみの世帯が増加する中、高齢者の居宅生活支援としてのシルバーハウジングの整備の必要性は高いものと考えられております。

県では、シルバーハウジングの整備について、県営住宅の新設、建て替え時に地元の市町村と協議のうえ順次整備を行っていく計画であると伺っております。

しかしながら、県営住宅におけるシルバーハウジングの割合は１．６％で、充分とは言えず、県営住宅に入居する高齢者世帯の増加に伴い、シルバーハウジングの需要は今後ますます高まることが予想されます。

ついては、**県におかれては、県営住宅の新設、建て替え時以外でも改修などの機会をとらえて、シルバーハウジングのより一層の整備を行っていただくよう要望します。**

交通安全対策

１２　交通安全対策について

豊橋市、 岡崎市、 一宮市、 瀬戸市、 半田市、 春日井市、 豊川市、
碧南市、 刈谷市、 豊田市、 西尾市、 犬山市、 常滑市、 小牧市、
稲沢市、 大府市、 知多市、 知立市、 尾張旭市、 高浜市、 岩倉市、
豊明市、 日進市、 田原市、 愛西市、 清須市、 北名古屋市、 弥富市、
みよし市、 あま市、 長久手市　　提出

愛知県における交通死亡事故死者数は、平成１５年から１１年連続全国ワーストワンとなるなど、交通事故情勢は依然として厳しい状況にあり、交通安全対策の推進は、県・市共通の重要かつ喫緊の課題である。

各市においては、市職員の安全パトロールによる現地確認を実施している他、地域住民や学校等教育機関が独自で、あるいは連携して実施する危険箇所点検などに基づく情報提供や要望を受け、区画線の補修、歩道の整備、道路照明の設置など、鋭意対応しているところであるが、道路交通事情の変化や厳しい都市財政状況などから、市単独での対応に限界が生じている。

また、県道に関することは県へ、停止線等規制に係る道路標示等に関することは公安委員会へ、市から要望しているが、同一交差点において対応時期にずれが見られるなど、安全な道路環境整備に支障が生じており、今後ますます各道路管理者と公安委員会が一体となって対応していくことが求められる。

ついては、交通死亡事故ワーストワン返上に向けて、交通安全対策を推進するため、県及び県警察本部におかれては、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

１．施工計画等についての市との情報共有及び調整について

(1) 道路外側線、停止誘導線などの引直し等施工に関して、住民への説明責任を果たすため、及び市の周辺道路の外側線などの発注・施工を公安委員会の施工に合わせて実施できるようにするため、公安委員会において規制路面表示の状態を定期的に点検し、施工時期の計画を市へ示すこと。

(2) 路面表示の補修について、同一交差点においても市と公安委員会で補修時期にずれが生じるため、費用負担あるいは協定等により同時施工できるよう調整を図ること。

(3) 同じ場所での事故再発防止を図るため、県警は過去の事故も含めた原因調査を行ない、道路管理者に適切な対応策を情報提供すること。

(4) 生活道路における安全な自転車通行帯確保等の対策に関する事例について情報提供すること。

(5) 信号機新設に関する明確な基準を設けるとともに、県内・各警察署管内での新設信号機設置の年次計画や選定理由を明確にすること。

(6) ゾーン３０に関する市民や企業等への周知を図るため、目標値に対する整備状況の把握や効果の測定、積極的な啓発を図ること。

２．決定手続きと所轄警察署への予算配分の迅速化について

(1) 交通安全施設の設置、修繕等維持管理に関する住民要望について、公安委員会の決定手続きと所轄警察署への予算配分の迅速化を図ること。また、どの程度の劣化が修繕等の対象となるか基準を示すこと。

(2) 生活道路における規制表示の塗り直しは自治区等からの要望が非常に多いため、警察本部から所轄の警察署に予算を配分し、所轄警察署の裁量で即時に対処できる仕組みを構築すること。

(3) 県道等の通行量の多い道路を横断する通学路については、信号機を優先的に設置すること。

３．市への権限・財源移譲、規制緩和について

(1) 生活道路における停止線や「とまれ」の文字など白線、横断歩道の塗り直し等設置や老朽化・破損している規制標識の補修等に関する住民要望について、市の裁量拡大や、市の権限により塗り直し等設置や補修ができるような仕組みを構築し、これに伴う費用負担について制度の確立を図ること。

(2) 信号機設置に向けて交差点改良工事を実施する際、公安委員会協議が整った事業で緊急を要する場合等は、道路管理者の費用負担で信号を設置し、設置後の管理は県警に移管できるような規制緩和を図ること。

(3) 交差点の信号柱への道路照明灯共架を許可すること。

4．各警察署における住民相談（要望・問合せ）窓口について

(1) 公安委員会において、地元要望等を聞き入れるための相談部署を設置すること。

5．交通安全施設の老朽化・維持管理対策について

(1) 道路照明灯、道路反射鏡等の交通安全施設の老朽化に対応するため、今後は新設だけでなく、更新や補修等の維持管理的な対応についても計画的な建て替え計画を立てるとともに、建て替えに対する平準化した予算の確保を図ること。

(2) 国の定期点検要領の対象外となるガードレール等の交通安全施設についても点検を行い、適正な管理対応を行うこと。

6．通学路等歩道、歩行者の安全確保について

(1) 事故の多い交差点や通学路等のカラー舗装化が近年各所で実施されているが、明確な基準がなく、施工に苦慮しているため、交通安全対策としてのカラー舗装化のガイドライン等基準を示すこと。

(2) 愛知県道路構造の手引きに基づき、歩車分離ブロックや防護柵の設置により歩行者の安全対策を行っているが、前輪駆動車の普及により、歩車分離ブロックのみでは歩行者の安全を確保しにくくなってきているため、防護柵の設置への転換（道路構造基準の見直し）を検討すること。

(3) 通学路の危険箇所対策を迅速に行うため、３か年のパッケージの補助事業である防災・安全交付金の補助事業について、単年毎に補助を受けることができる事業として補助枠の確保を国に対して働きかけること。

(4) 老朽化が進んだ横断歩道橋の修繕工事や５年に１度の定期点検など、新たな予算措置が必要となるが、多くの横断歩道橋を有する愛知県での取り組みについて情報提供すること。また交付金の確実な執行などについて、国に対して働きかけること。

7．自転車通行空間の整備について

(1) 自転車通行空間の整備を推進するため、用地取得やそれに伴う予算不足の解消につい

て抜本的な対策を講じること。また、市、県、隣接自治体同士など、各道路管理者が連携して自転車通行空間の整備を推進できる方策を検討すること。

(2) 自転車の安全な通行のため、中央線抹消による路側帯の設置、ポストコーン等による安全な通行帯の確保等の生活道路対策に関する情報提供を行うこと。

8．道路照明灯について

(1) 今後ますます増加が見込まれる道路照明灯の経年劣化・老朽化に伴う建て替えに要する経費について、財政的支援を講じること。

(2) 今年度愛知県が導入した「リース方式」での全灯ＬＥＤ化に関して、リース方式（検討結果、仕様書、契約方法）の課題等について情報提供を行うこと。また、すでに導入済または導入予定の自治体の取り組みについても情報提供を行うこと。

(3) 道路照明灯のＬＥＤ化に関するスケールメリットの小さい小規模自治体においても全灯ＬＥＤ化を促進するため、市町村との共同設置、共同維持管理を視野に入れた検討を行うこと。

9．道路の植栽管理について

(1) 市道に比べ県道の植栽の維持管理作業の実施回数が少ないため、隣接する市道の実施時期・回数と合わせて行うこと。

(2) 市道から県道に出る際に街路樹の影響による見通しの悪さから市民から苦情があり、その都度県の建設事務所に是正要望しているが、予算がないとの理由で改善されないため、抜本的な改善策を講じること。

(3) 道路の植栽管理に対する新たな交付事業を創設すること。

１０．迷惑駐車対策について

(1) 県が管理する堤防道路（河川敷）での迷惑駐車について、抜本的な対策を講じること。

県・市懇談会出席者名簿

日　時　　平成２６年１１月１７日（月）

	市　名	役　職	氏　名	備考
1	名古屋市	副市長	新開　輝夫	代　理
2	豊橋市	市長	佐原　光一	
3	岡崎市	市長	内田　康宏	
4	一宮市		欠　席	
5	瀬戸市	市長	増岡　錦也	
6	半田市	市長	榊原　純夫	
7	春日井市	市長	伊藤　太	
8	豊川市	市長	山脇　実	
9	津島市	市長	日比　一昭	
10	碧南市	市長	禰冝田政信	
11	刈谷市	市長	竹中　良則	
12	豊田市	市長	太田　稔彦	
13	安城市	市長	神谷　学	
14	西尾市	市長	榊原　康正	
15	蒲郡市	市長	稲葉　正吉	
16	犬山市	副市長	岡田　和明	代　理
17	常滑市	市長	片岡　憲彦	
18	江南市	市長	堀　元	
19	小牧市	市長	山下史守朗	
20	稲沢市	市長	大野　紀明	
21	新城市	市長	穂積　亮次	
22	東海市	市長	鈴木　淳雄	
23	大府市	市長	久野　孝保	
24	知多市	市長	宮島　壽男	
25	知立市	市長	林　郁夫	
26	尾張旭市	市長	水野　義則	
27	高浜市	市長	吉岡　初浩	
28	岩倉市	市長	片岡　恵一	
29	豊明市	市長	石川　英明	
30	日進市	市長	萩野　幸三	
31	田原市	市長	鈴木　克幸	
32	愛西市	市長	日永　貴章	
33	清須市	市長	加藤　静治	
34	北名古屋市	市長	長瀬　保	
35	弥富市	市長	服部　彰文	
36	みよし市	市長	小野田賢治	
37	あま市	市長	村上　浩司	
38	長久手市	市長	吉田　一平	

県・市懇談会　県側出席者名簿

部局名	出席者		随行者	
	職名	氏名	職名	氏名
－	知事	大村　秀章	－	－
	副知事	森岡　仙太		
	副知事	永田　清		
	副知事	吉本　明子		
	副知事	中西　肇		
総務部	部長	平松　直巳	市町村課長	前田　貢
地域振興部	部長	植田　昌也	情報企画課　主幹	加藤　博
防災局	局長	小林　壯行	災害対策課　主幹	青木　善昭
			消防保安課　主幹	竹内　正光
健康福祉部	保健医療局長	加藤　昌弘	医療福祉計画課長	青柳　治郎
			健康対策課長	近藤　良伸
			医務国保課長	吉田　宏
建設部	部長	平井　雄二	建設企画課長	風岡　嘉光
			道路維持課長	鈴木　五月
			河川課　主幹	西山　和弘
	建築局長	祖父江　隆弘	公営住宅課　主幹	成田　清康
教育委員会	教育長	野村　道朗	財務施設課長	永井　勇一
			生涯学習課文化財保護室長	山本　雅夫
			義務教育課長	高田　和明
警察本部	交通規制課長	名仁澤　公一	交通規制課　課長補佐	山本　清文

（敬称略）